

次期「教育大綱」 策定の考え方



総合政策部 政策企画課





1 現行「いわき市教育大綱」について



(1) 大綱の位置づけ

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、H28年2月に策定した。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の3 地方公共団体の長は、**教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し**、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

(2) 計画期間

大綱の計画期間は、新・市総合計画後期基本計画（H23～32年度）との整合を図る観点から、**H28からR2年度の5か年**としている。

【参考】文部科学省Q & A

Q 大綱は、毎年策定するのか？

A 大綱が対象とする期間について、法律上に規定はないが、**首長の任期が4年であること**や、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、**4～5年程度のものとして定めること**を想定。

令和3年度からを計画期間とする**次期「教育大綱」の策定が必要**



2 (参考情報) 他自治体の大綱策定状況



- 全国的に、約6割強の自治体が、別途、大綱を策定している。
- 一方、約3割の自治体が、教育振興基本計画をもって、大綱に代えている。(※今後、別途策定方式を検討している市もあり)

- 本市においては、「教育大綱」をもって、「教育振興基本計画」としている。

【参考】教育基本法

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、**基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。**
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する**基本的な計画を定めるよう努めなければならない。**



3 現大綱の概要



基本理念

地域全体で人を育て、
誇れるまち“**いわき**”をつくる。

基本目標

1. 未来に夢を持ち、ふるさとを支え、日本を支え、世界に飛躍する人づくり
2. 市民がいつでも、どこでも、生涯にわたって学び、活かせる仕組みづくり
3. 文化やスポーツに親しみ、健康で、心豊かな人生を送れる環境づくり

施策体系

I 個性を生かした学校教育の推進

- ① 新しい時代を切り拓くために必要な力の育成
- ② 学校の教育指導体制の充実
- ③ 学校教育環境の充実
- ④ 学校と地域の連携・協働の推進
- ⑤ 学びのセーフティネットの充実

II 生涯を通じた学習活動の推進

- ① 「学び」をささえる土壌づくり
- ② 「学び」をはぐくむ機会の充実
- ③ 「学び」をいかす人財の育成
- ④ 「学び」をむすぶネットワークの構築

III 確かな人間力を育む幼児教育の充実

- ① すべての子どもの人権の尊重
- ② 生きる力の基礎を育む教育の推進
- ③ 家庭、地域、幼児教育施設の連携の強化
- ④ 幼児教育全体の質の向上と人財の確保・育成

IV 生涯にわたるスポーツライフの実現

- ① 生涯スポーツ・競技スポーツの推進
- ② 子どもの体力・運動能力向上
- ③ スポーツ団体・指導者の育成
- ④ スポーツ施設の充実
- ⑤ スポーツ交流の推進

V 地域に根ざした市民文化の継承と創造

- ① 芸術文化の振興
- ② 歴史文化遺産の保存と活用
- ③ 地域の歴史・文化を学び活かす機会の創出



4 次期大綱の策定の進め方



基本方針

- 「総合計画」の改定作業と連携しながら、策定作業を進める。
- 現大綱のフレームを基本とし、課題抽出 ➡ 修正・追加 ➡ 素案作成等を行う。

＜作業手順＞

Step1

現大綱の課題抽出等に係る資料（データ）の収集・整理

（課題抽出のための想定データ）

- ① 各個別事業に係る実施計画調書からの、具体的な成果・効果・影響等
- ② いわき市教育委員会の事務点検・評価（H28年度からH30年度までの3年分）
- ③ 現大綱に対する事業担当課からの意見等 ➡ 照会を実施（6月）

- ・現大綱の記載内容に係る意見
- ・関係する法律や規制等の環境変化、社会情勢の変化
- ・次期大綱策定にあたり留意すべき点
- ・現大綱の記載に修正等があれば、その修正案など

Step3

共有・協議

総合教育会議

Step2

現大綱の評価及び次期大綱【素案】の作成

令和2年度末 次期大綱策定



5 市改定後期基本計画 成果指標の進捗状況



総合計画に位置付けられた教育に関わる「学びあい、高めあう」の成果指標の達成状況については、**学力向上の分野では数学を中心に安定的な改善が図られ、「歴史・伝統・文化・芸術」分野においても、指標を達成している状況にあり、市民の満足度は概ね良好。**

分野	主な取組み	成果指標	単位等	H27 当初値	H30 実績値	R2 目標値
1 教育	(1) 幼稚園・保育所を充実する	待機児童数	人	21	7	0
	(2) 小・中学校を充実する	全国学力・学習状況調査結果の正答率 本市の対全国指数	小学校 国語 A B	101.8	101.7	103
			小学校 算数 A B	99.0	101.7	101
			中学校 国語 A B	100.0	100.6	102
			中学校 数学 A B	94.7	96.4	100
(3) 高校・大学等を充実する	給付型奨学金制度の構築		—	制度構築 ・実施	制度構築	
2 生涯学習・生涯スポーツ	(1) 生涯学習	市民1人あたりの年間公民館等利用回数	回/人	2.9	2.7	3.2
	(2) 生涯スポーツ	総合型地域スポーツクラブ数	団体	6	6	9
3 歴史・伝統・文化・芸術	(1) 歴史・伝統を学び、伝える	文化施設来場者数	人以上/年	850,000	949,254	900,000
	(2) 文化、芸術にふれる、創る	所蔵・美術館アトリチ取組数	回/年	90	95	90



6 各部からの主な意見（施策体系ごとの意見）



I 個性を生かした学校教育の推進

- 情報化社会に対応するための情報活用能力の育成と学校ICT環境の整備や学校教材・教具の充実
- 教職員の働き方改革の推進
- 少子化に対応した教育環境の充実
- 家庭や地域の人財・団体・企業・大学等と連携・協働した地域学校協働活動の推進
- 児童生徒の多様化に対応した柔軟な支援体制の確立
- 通学における安全確保への取組みの充実

II 生涯を通じた学習活動の推進

- 地域学校共同活動を推進するための学校・家庭・地域の体制づくり
- 生涯学習における民間活力の活用

III 確かな人間力を育む幼児教育の充実

- 子どもの人権の尊重に関し、小学校就学後の取組みも記載するとともに、現在の施策体系への位置づけではなく、適切な項目への位置づけの再検討
- 連携の強化にあたり、家庭、地域、幼児教育施設はもとより、学校（特に小学校）の役割の記載
- 総合教育センターが実施する研修として、保幼小の教員等が一堂に集まって実施する研修制度の創設

IV 生涯にわたるスポーツライフの実現

- 令和3年度以降を対象とする新たな市スポーツ推進基本計画の記載内容との整合性
- 東京オリンピック・パラリンピック関連の記載削除

V 地域に根ざした市民文化の継承と創造

- 令和2年度を目途に検討を進める（仮）文化政策ビジョンや文化財保存活用地域計画との整合性



7 次期大綱策定のスケジュール



区分	step1		step2・3		
	H31 (R1)		H32 (R2)		
庁内 ・政策企画課 ・教育委員会 ・こどもみらい部 ・文化スポーツ室など	◆資料（データ）の収集・整理 ① 実計調書・成果等（済） ② 教育委員会・事務点検評価（済） ③ 現大綱、担当課への意見照会（済）				
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ・現大綱への意見、修正 ・関係法・規制等の変化 ・次期大綱の留意点 など </div>				
	◆大綱改定の進め方		◆現大綱 課題整理等 ◆次期大綱 素案作成		
総合教育会議	◆第1回 （進め方報告）		※適宜、共有・協議を図る。 ◆第1回以降 （素案～最終案協議）		
			◆第2回 （課題等協議）		